

[事案 2019-57] 契約無効請求

・令和元年 12 月 26 日 裁定打切り

<事案の概要>

署名した覚えのない契約であることを理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年から平成 17 年にかけて契約した 12 件の保険につき、以下の理由により、契約を無効にしてほしい。

- (1) いずれの契約にも署名した覚えはない。
- (2) 申込書の署名の筆跡は、自分の筆跡ではない。
- (3) 募集人とは挨拶程度しか面識がない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 各契約については、申立人が自署しており、申立人の意思に基づいて契約が成立している。
- (2) 各契約において、仮に乗換えに問題があったとしても、乗換前の契約が継続した場合と比較してどの程度の利得と損失が発生したのか明らかとはいえない。
- (3) 申立人に何らかの請求権が発生していたとしても、消滅時効期間が経過している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取の案内をしたが、申立人の協力が得られなかったため、募集人に対してのみ事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本事案の審理においては申立人に対する事情聴取が必要と判断したものの、申立人は電話で連絡が取れない状況が続き、また書面によって複数回事情聴取の案内を行っても何ら回答が得られなかったため、申立人からは事情聴取への協力を得られないと判断して、裁定手続を打ち切ることとした。